

感染症の予防及びまん延防止のための指針

1. 感染症の予防及びまん延防止のための基本的な考え方

(1) 目的

この指針は、社会福祉法人揖斐川町社会福祉協議会（以下「法人」という）における感染症の予防及びまん延防止に向けた具体的な取り組みを定めることである。利用者の居宅や事業所における感染症の予防及びまん延防止のために、必要な措置を講ずる体制を整備し、法人が実施する福祉サービスの利用者及び職員の健康と安全の確保をするために必要な対策を実施する。

(2) 感染対策の重要性

感染症とは、ウイルス、細菌、真菌などの病原体が人の体内に入り込み、増殖することで発症する疾患である。福祉サービス利用者や基礎疾患を持つ方々は、感染への抵抗力が低下していることが多く、感染症にかかりやすい。また、感染対策への協力が難しい場合もある。

利用者の居宅や事業所においては、職員を介して感染症が広がるリスクもあるため、予防と早期の対応が重要である。感染症は個人の健康だけでなく、施設全体の運営にも影響を及ぼすため、その理解と対策は介護現場において必須の事項である。

2. 感染症の予防及びまん延防止のための体制づくり

(1) 感染症対策委員会の設置

感染症の予防及びまん延防止の対策を検討するために、感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(2) 委員会の構成（別表1）

- ① 委員会は担当者が招集し、感染症の予防及びまん延防止のための具体策を作成し、委員会に提案し、記録する。

(3) 委員会の業務

委員会は概ね6か月に1回以上定期的に開催するほか、必要に応じて開催することとし、感染症の予防及びまん延防止に関することとして、次に掲げる事項について協議する。

- ① 感染症予防対策及び発生時の対策立案
- ② 指針・マニュアルの作成

- ③ 感染対策に関する職員への研修・訓練の企画及び実施
- ④ 利用者の感染症等の既往の把握
- ⑤ 利用者・職員の健康状態の把握
- ⑥ 感染症等発生時の対応と報告
- ⑦ 感染対策実施状況の把握と評価

(4) 委員会の記録

委員会の審議内容の諸記録は、5年間保管する。

- (5) 他の会議との一体的な設置・運営は必要に応じて、他の会議体と一体的に委員会を設置し、効率的に運営する。

3. 職員研修・訓練の実施

(1) 職員研修の実施

委員会は、職員に対して感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに、指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を目的とした研修を行う。

- ① 新規採用者への研修
新規採用時に感染対策の基礎に関する教育を行う。
- ② 全職員を対象とした研修
全職員を対象に、定期的な研修を年1回以上行う。
- ③ 外部で実施されている研修会へ積極的に参加する。
- ④ 委員会は、感染症が発生した場合を想定し、役割分担の確認や感染防止対策をした状態でケアの演習等の訓練を全職員対象に年1回以上行う。

(2) 研修内容の記録

感染対策の研修や訓練の諸記録は、5年間保管する。

4. 平時の対策

(1) 事業所内の衛生管理

事業所内の衛生管理として、感染症の予防及びまん延防止のため、日ごろから整理整頓を心がけ、換気、清掃、消毒を定期的に行い、事業所内の衛生管理・清潔保持に勤める。

(2) 職員の標準的な感染対策

職員は、感染症の予防及びまん延防止のため、検温、手洗い、手指消毒、うがい、勤務中のマスクの着用を行う。

(3) 介護職員の感染対策

介護職員の感染対策として、介護職員は利用者や事務所内で介護する場合の感染対策として、以下の事項について徹底する。

- ① 検温、手洗い、手指消毒、うがい、勤務中のマスクの着用。
- ② 1 ケアごとに手洗い・手指消毒・居室の清潔及び換気を行う。
- ③ 食事介助前に必ず手洗いを行う。特に排泄介助後の食事介助は、食事介助前に十分な手洗いをし、介護職員が食中毒病原体の媒介者とならないよう注意を払う。
- ④ 排泄介助（おむつ交換を含む）は必ず使い捨て手袋を着用して行い、使い捨て手袋は1 ケアごと取り替える。また、手袋を外した際は、手洗いや手指消毒を行う。
- ⑤ 膀胱留置カテーテルを使用している場合、尿を廃棄するときは使い捨て手袋を使用してカテーテルや尿パックを取り扱う。
- ⑥ 血液、体液、排せつ物等を扱う場面では、細心の注意を払い、直接手指で触ることがないように、必要に応じて使い捨て手袋を使用する。

(4) 日常の観察

職員は、利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の体の動きや声の調子・大きさ・食欲等について日常から注意・観察し、以下の事項について利用者の健康状態の異常症状を発見したら、速やかに主治医・看護師に連絡を行う。

① 注意すべき事項

- (ア) 発熱：ぐったりしている。意識がはっきりしない。呼吸がおかしい等全身状態が悪い。
- (イ) 嘔吐：発熱、腹痛、下痢もあり、便に血が混じることもある。発熱し、体に赤い発疹も出ている。
- (ウ) 下痢：便に血が混じる。尿が少ない。口が渴いている。
- (エ) 咳・咽頭痛・鼻水：熱があり、痰の絡んだ咳がひどい。
- (オ) 発疹（皮膚の異常）：牡蠣殻状の厚い鱗屑が、体幹、四肢の関節の外側、骨の突出した部分など、圧迫や摩擦が起こりやすいと

ころに多く見られる。非常に強い痒みがある場合も、全く痒みを伴わない場合もある。

5. 発生時の対応

(1) 発生状況の把握

感染症が発生した場合、まずはその発生状況を正確に把握する。これには、発症者数、感染の症状、感染が疑われる日時と場所の特定が含まれる。

- ① 職員が利用者の健康管理上、感染症等を疑ったときは、速やかに利用者と職員の症状の有無（発生日時を含む）について把握し、管理者またはサービス提供責任者へ報告をする。特に感染症等に関しては、濃厚接触者の状況把握に努める。
- ② 管理者またはサービス提供責任者は職員から報告を受けた場合、事務局長へ速やかに報告する。前号（3.（4））に該当するときは、その受診状況、診断名、検査、治療内容等について、関係機関に報告・連携を図る。

(2) 拡大防止

職員は感染症等が発生したとき、またはそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため、速やかに以下の事項に従って対応する。

- ① 発生時は手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることがないように、特に注意を払うこと。
- ② 感染者または感染が疑われる利用者の居宅を訪問する際は、訪問直前に使い捨て予防着、マスク、手袋を着用する。また訪問後は速やかに使用した予防着等をビニール袋に入れ、常備しているアルコール消毒液で手指消毒を行うこと。
- ③ 看護師の指示のもと、必要に応じて施設内の消毒を行う。
- ④ 利用者の感染が疑われる際には、速やかに関係機関に連絡を入れ、サービス利用を調整すること。
- ⑤ 別に定めるマニュアル・指針（BCP等）に従い、個別の感染対策を実施すること。
- ⑥ 必要に応じて利用者の主治医や保健所に相談し、指示を受けること。

(3) 医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携

感染症が発生した場合は、利用者の主治医、保健所、行政等の関係機関へ報告して、対応を相談し指示を仰ぐ等、緊密に連携を図り、必要に応じて職員への周知、家族への情報提供と状況の説明等を行う。

(4) 行政への報告

管理者またはサービス提供責任者は、次のような場合、迅速に市町村等の担当部局に報告するとともに、保健所にも対応相談する。

① 市町村等の担当部局への報告

〈報告が必要な場合〉

・同一の感染症等による、またはそれらが疑われる死亡者・重篤患者が、1週間以内に2名以上発生した場合

・同一の感染症等の患者、またはそれらが疑われる者が10名以上または全利用者の半数以上発生した場合

② 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、感染対策委員長が、報告を必要と認めた場合（新型コロナウイルス感染症等）

〈報告する内容〉

・感染症等が疑われる利用者の人数

・感染症等が疑われる症状

・上記の利用者への対応や法人における対応状況等

③ 保健所への届出

医師が、感染症法、または食品衛生法の届出基準に該当する患者またはその疑いのある者を診断した場合には、これらの報告に基づき、保健所等への届出を行う必要がある。

6. その他

(1) 福祉サービス利用予定者の感染症について

法人は、一定の場合を除き、利用予定者が感染症や既往であっても、原則としてそれを理由にサービス提供を拒否しないこととする。

(2) 指針の見直し

指針及び感染症対策に関するマニュアル類等は委員会において、定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

(3) 感染症対策マニュアルについて
介護現場における感染対策の手引き（第3版）を参考に、マニュアル等の体制整備を行うものとする。

(4) 指針はだれでも閲覧できるよう各事業所に備え置く。

附則

この指針は、令和6年3月26日から施行

別表 1

感染症対策委員会名簿（揖斐川町社協谷汲居宅介護支援事業所）
 （揖斐川町社協春日居宅介護支援事業所）
 （揖斐川町社協谷汲デイサービスセンター）
 （揖斐川町社協春日デイサービスセンター）
 （揖斐川町社協坂内デイサービスセンターもみの木）
 （揖斐川町社協ホームヘルプサービス事業所）
 （揖斐川町社協居宅介護事業所）

	役 職
委 員 長	事務局長（感染症対策責任者）
副 委 員 長	在宅福祉課長または各事業所管理者または訪問介護サービス提供責任者
担 当 者	在宅福祉課長または各事業所管理者または訪問介護サービス提供責任者
委 員	通所介護（看護師または生活相談員）
〃	訪問介護員（常勤）
	主任介護支援専門員

※感染発生状況により、各事業所から担当者が出席する。